

公共事業の事業評価書

(農業農村整備事業等補助事業の事前評価)

平成 2 1 年 3 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

平成21年度の新規地区採択を要求している次の事業を対象として、行政機関が行う政策の評価に関する法律及び農林水産省政策評価基本計画に基づき事業評価（事前評価）を実施した。
なお、事業主体、採択主体別の評価実施地区数等の詳細については、別添1のとおりである。

事業名	事前評価の公表箇所数
かんがい排水事業	20
経営体育成基盤整備事業	46
畑地帯総合整備事業	19
中山間総合整備事業	8
農道整備事業	2
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	6
農業集落排水事業	12
農村振興総合整備事業	5
田園交流基盤整備事業	1
地域用水環境整備事業	2
農地防災事業	25
地すべり対策事業	8
草地畜産基盤整備事業	10
畜産環境総合整備事業	1
合 計	165

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、農村振興局、生産局及び地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）において、平成20年11月から平成21年3月までの間に実施した。

各事業地区ごとの評価担当部局は、地区別評価結果（別添2）に示すとおりである。

3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添2）及びチェックリスト判定基準表（参考添付）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」等に基づき、事業特性に応じた費用対効果分析を行うことにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について(平成12年3月24日付農村振興局長通知)」に基づき、事業の必要性、技術的可能性、達成目標等の項目について多段階評価手法を活用し、総合的に把握した。 その結果は、地区別評価結果(別添2)に示すとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会において、評価の手法について意見を聴取してきており、評価の程度を明確にしつつ政策効果を把握できる多段階評価手法については、平成15年度から農業農村整備部会企画小委員会に諮り、平成19年度より当手法を導入した。 今後も、評価手法の充実を図るとともに、有識者による知見を得るため、適時に食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会(平成19年度に名称変更)に説明を行う。 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の委員構成は、別添3のとおり。
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果(別添2)である。地区別評価結果は、農林水産省のほか、各地方農政局においても公表する。また、本評価に関する問い合わせ先(事業主管課)は、別添4に示すとおりである。 また、本評価に関する資料(公共事業の事業評価書、事前評価結果の公表事業及び公表地区数(別添1)、地区別評価結果(別添2)、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会委員名簿(別添3)、問い合わせ先(別添4)、費用対効果分析に関する説明資料(参考資料)、チェックリスト判定基準表(参考添付)を農林水産省及び評価担当の地方農政局のホームページに掲載している。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続を経て確定される。
7 政策評価の結果	評価の対象としたすべての事業地区において、各事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。